

( 愛媛県報平成15年12月26日第1521号外 1 別冊 5 )

# 宇和海における共同漁業の免許の内容たる べき事項等



1 免許番号 宇共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡三崎町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから大分県関崎灯台見通し線とBから147度の線との間の最大高潮時海岸線600メートル以内の区域並びに、西宇和郡三崎町黄金簀及び庄司太郎簀の周囲最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡三崎町佐田岬灯台

B 西宇和郡三崎町と同郡瀬戸町の最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡三崎町

1 免許番号 宇共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、たい、いさき飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡三崎町正野地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、及びウAの4直線と最大高潮時海岸線とによって、囲まれた区域

- 基点 A 西宇和郡三崎町佐田岬灯台  
 点 ア Aと西宇和郡三崎町正野高鼻とを結んだ直線の中央点  
 イ アから大分県水の子灯台見通し1,000メートルの点  
 ウ Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

3 関係地区 西宇和郡三崎町

1 免許番号 宇共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡瀬戸町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから147度の線とBから160度の線との最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡三崎町(南部)と同郡瀬戸町(南部)との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡瀬戸町(南部)と同郡伊方町(南部)との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡瀬戸町

1 免許番号 宇共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び同町二見南部地先

(3) 漁場の区域

A から 160 度の線と B から八幡浜市大島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 600メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町（南部）と同郡瀬戸町（南部）との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡伊方町女子岬

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び同町二見

1 免許番号 宇共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃

〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町南部地先

(3) 漁場の区域

Aから八幡浜市大島西端見通し線とBから八幡浜市佐島立神東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域。ただし、宇共第7号の区域を除く。

基点 A 西宇和郡伊方町女子岬

B 西宇和郡保内町川之石瀬平西端の標識

3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田及び豊之浦

4 制限又は条件

(1) Aから八幡浜市大島西端見通し線と西宇和郡伊方町九町と同町豊之浦との最大高潮時海岸線における境界から同町黒島西端(カプト岩)見通し線との間において同町九町及び同町二見からの入漁を拒んではならない。

(2) Bから八幡浜市佐島立神見通し線と西宇和郡伊方町貝越アユキ鼻出岩から同町豊之浦越凹見通し線との間において同郡保内町川之石からの入漁を拒んではならない。

## 1 免許番号 宇共第6号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

- (2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町黒島地先  
 (3) 漁場の区域 西宇和郡伊方町黒島の周辺最大高潮時海岸線から 400 メートル以内の区域  
 3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田及び豊之浦

**1 免許番号 宇共第7号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町烏島地先  
 (3) 漁場の区域 西宇和郡伊方町烏島の周辺最大高潮時海岸線から 400 メートル以内の区域  
 3 関係地区 西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田及び豊之浦

**1 免許番号 宇共第8号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡保内町川之石地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの三直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡保内町川之石瀬平西端の標識

B 西宇和郡保内町と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市佐島立神見通し 600 メートルの点

イ Bから八幡浜市諏訪崎見通し 600 メートルの点

3 関係地区 西宇和郡保内町川之石

## 1 免許番号 宇共第9号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡浜市地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ただし、八幡浜市北浜西角から330度の線以東の海域を除きたこ漁業及び第二種共同漁業権については同市八幡浜港出島西角から同市勘定5八幡浜漁協給油所棧橋突端見通線以東の港湾区域を除く。

基点 A 八幡浜市と西宇和郡保内町川之石との最大高潮時海岸線における境界

B 八幡浜市と西宇和郡三瓶町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市諏訪崎見通し 600 メートルの点

イ 八幡浜市諏訪崎から同市佐島南端見通し 600 メートルの点

ウ Bから八幡浜市大島貝付小島島頂見通し 600 メートルの点

3 関係地区 八幡浜市



1 免許番号 宇共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市佐島地先

(3) 漁場の区域

八幡浜市佐島及び立神島の周辺最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 八幡浜市

1 免許番号 宇共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あらめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃

〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域

八幡浜市大島、地大島、粟ノ小島、三王島及び貝付小島の周辺最大高潮時海岸線から 600メートル以内の区域

3 関係地区 八幡浜市

**1 免許番号 宇共第12号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 250メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市真網代竜崎

B 八幡浜市大島粟ノ小島北端

点 ア Aから261度の線とBから3度の線との交点

3 関係地区 八幡浜市

**1 免許番号 宇共第13号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市大島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 450メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市大島粟ノ小島北端

B 八幡浜市大島青滝鼻

点 ア Aから298度30分の線とBから327度30分の線との交点

3 関係地区 八幡浜市

**1 免許番号 宇共第14号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 八幡浜市地大島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径210メートル以内の区域

基点 A 八幡浜市地大島遅水鼻

B 八幡浜市大島曾根崎鼻

点 ア Aから220度の線とBから264度の線との交点

3 関係地区 八幡浜市

## 1 免許番号 宇共第15号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡三瓶町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡三瓶町と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡三瓶町と東宇和郡明浜町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから八幡浜市大島貝付小島島頂見通し600メートルの点

イ Bから西宇和郡三瓶町梶谷鼻見通し600メートルの点

3 関係地区 西宇和郡三瓶町

1 免許番号 宇共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 北宇和郡吉田町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、及びエFの4直線並びにD Fの間の最大高潮時海岸線から600メートルの線とA F間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 北宇和郡吉田町と東宇和郡明浜町との最大高潮時海岸線における境界（長持岩）

B 北宇和郡吉田町大字白浦外756（ゲップ岩）

C 北宇和郡吉田町大字奥浦字小松甲1926（小松鼻）

D 北宇和郡吉田町大字奥浦字立甲2071 - 3（立岩）

E 北宇和郡吉田町大字牛川3110 - 3東端（牛川と浅川の境界）の最大高潮時海岸線における境界

F 北宇和郡吉田町と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界

点 ア AからC見通し線とBから東宇和郡明浜町根崎鼻見通し線との交点

イ Cから東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎見通し600メートルの点

ウ Dから東宇和郡明浜町旧狩浜村と同町旧高山村との最大高潮時海岸線における境界見通し600メートルの点

エ EからF見通し600メートルの点

3 関係地区 北宇和郡吉田町

1 免許番号 宇共第17号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 北宇和郡吉田町大字深浦地先

- (3) 漁場の区域 アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 1 (松ヶ鼻丸岩)

B 北宇和郡吉田町大字法花津6 - 198 (戸島鼻)

点 ア Aから147度30分の線とBから228度20分の線との交点

- 3 関係地区 北宇和郡吉田町

1 免許番号 宇共第18号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 北宇和郡吉田町小松鼻地先

- (3) 漁場の区域 アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦字小松甲1926 (小松鼻)

B 北宇和郡吉田町大字奥浦字立甲2071 - 3 (立岩)

点 ア Aから309度40分の線とBから354度20分の線との交点

- 3 関係地区 北宇和郡吉田町

1 免許番号 宇共第19号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで

第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
---------	--------	----------------

(2) 漁場の位置 北宇和郡吉田町野島地先

(3) 漁場の区域

北宇和郡吉田町大字南君野島の周辺最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域

3 関係地区 北宇和郡吉田町

1 免許番号 宇共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	いわのり漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
"	まてがい漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	とりがい漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市戎ヶ鼻（港湾区域標柱）から0度（同市赤松側港湾区域標柱）以東の区域を除く。

基点 A 宇和島市と北宇和郡吉田町との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市只波鼻

C 宇和島市九島真坂鼻

D 宇和島市小高島西端

E 宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界

- 点 ア Aから北宇和郡吉田町浅川と同町牛川との最大高潮時海岸線における境界見  
通し 500 メートルの点
- イ Bから北宇和郡吉田町大良鼻小島南端見通し 600 メートルの点
- ウ Cから北宇和郡吉田町野島東端見通し 600 メートルの点
- エ Dから宇和島市高島東端見通し 700 メートルの点
- オ エと宇和島市遊子鵜小島とを結んだ直線と同市遊子高島西端から同市遊子水  
荷浦鼻見通し 500 メートルの点の同市三浦山崎鼻とを結んだ直線との交点
- カ Eから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市高島西端から同市遊子水荷浦  
鼻見通し 500 メートルの点と同市山崎鼻とを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市（三浦、旧宇和海村地区を除く。）

## 1 免許番号 宇共第21号

### 2 免許の内容たるべき事項

#### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	おおこしだかがんがら 漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市三浦地先

(3) 漁場の区域 Aア及びアBの2直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界

B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから宇和島市遊子小矢の浦鼻見通し線と同市高島西端から同市遊子水荷浦  
鼻見通し 500 メートルの点とBを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市三浦

1 免許番号 宇共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	おおしだかがんがら 漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から4月30日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌12月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市遊子地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエエの5直線とA E間との最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市遊子と同市蔭淵との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）  
 B 宇和島市遊子高島東端  
 C 宇和島市九島真坂鼻  
 D 宇和島市遊子鶏小島島頂  
 E 宇和島市遊子と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界（山崎鼻）



- 点 ア Aから東宇和郡明浜町大崎鼻見通し 600 メートルの点
- イ Bから北宇和郡吉田町大字南君竜王鼻（立目鼻）見通し線とCからアを結んだ線との交点
- ウ Bから宇和島市小高島南西端見通し線とCからDを結んだ直線との交点
- エ 宇和島市遊子高島西端から同市遊子水荷浦鼻見通し 500 メートルの点とEとを結んだ直線と、CとDとを結んだ直線との交点

3 関係地区 宇和島市遊子

1 免許番号 宇共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	ふのり漁業	"
"	いわのり漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	ぎんたかはま漁業	"
"	ばていら漁業	"
"	まがきがい漁業	"
"	かめので漁業	"
"	おおこしたかがんがら漁業	"
"	たこ漁業	"
"	しゃこ漁業	"
"	えむし漁業	"
"	うに漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市蔭淵地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクJの9直線とA J間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市蔭淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤碕鼻）  
 B 宇和島市戸島松ヶ山山頂  
 C 宇和島市戸島権現鼻  
 D 宇和島市戸島遠戸島東端  
 E 宇和島市横島東端  
 F 宇和島市蔭淵黒島東端  
 G 宇和島市蔭淵契島東端  
 H 宇和島市蔭淵落ノ鼻  
 I 宇和島市蔭淵ヨケノ鼻  
 J 宇和島市下波大池鼻  
 K 宇和島市下波竜王鼻
- 点 ア Aから東宇和郡明浜町大崎鼻見通し線とBから北宇和郡吉田町野島南端見通し線との交点  
 イ Bから北宇和郡吉田町野島南端見通し線とDから東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎見通し線との交点  
 ウ Dから東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎見通し線とCから北宇和郡津島町藁崎見通し線との交点  
 エ Cから北宇和郡津島町藁崎見通し線とEから同町福浦鼻見通し線との交点  
 オ Eから北宇和郡津島町福浦鼻見通し線とCから同町由良崎見通し線との交点  
 カ FからK見通し線とGから北宇和郡津島町由良崎見通し線との交点  
 キ FからK見通し線とIから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し線との交点  
 ク HからJ見通し線とIから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市蔭淵地区

1 免許番号 宇共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃

〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおしだかがんがら 漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波大池鼻

B 宇和島市仏婆基部に設置した金属鉾

点 ア Aから宇和島市蔭淵落鼻見通し線と市蔭淵ヨケノ鼻から北宇和郡津島町竹  
ガ島西端見通し線との交点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し 600メートルの点

3 関係地区 宇和島市下波及び蔭淵

1 免許番号 宇共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ぎんたかはま漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ばていら漁業	1月1日から12月31日まで
〃	おおしだかがんがら漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かめので漁業	1月1日から12月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波仏簪基部に設置した金属釘

B 宇和島市と北宇和郡津島町との最大高潮時海岸線における境界（蜂の巣鼻）

点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島北端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市下波

1 免許番号 宇共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	はまぐり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおしだかがんがら漁業	〃
〃	かめので漁業	〃

〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市戸島地

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって  
囲まれた区域

基点 A 宇和島市戸島遠戸島東端

B 宇和島市戸島権現鼻

C 宇和島市蔭淵つるの鼻

D 宇和島市蔭淵と遊子との最大高潮時海岸線における境界(赤崎鼻)

E 宇和島市横島東端

F 宇和島市黒島南西端

G 宇和島市蔭淵辰の口

点 ア Aから東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎見通し線とBから北宇和郡津島町藁崎見通し線との交点

イ Aから東宇和郡明浜町大字狩浜すの崎見通し線とCから東宇和郡明浜町大崎鼻見通し線との交点

ウ Cから東宇和郡明浜町大崎鼻見通し線とDから西宇和郡三崎町童子箸見通し線との交点

エ Dから西宇和郡三崎町童子箸見通し線と宇和島市日振島才蔵鼻から東宇和郡明浜町大字宮野浦平箸見通し線との交点

オ Fから西宇和郡三崎町佐田岬燈台見通し線と宇和島市日振島才蔵鼻から東宇和郡明浜町大字宮野浦平箸見通し線との交点

カ EからG見通し線とFから西宇和郡三崎町佐田岬燈台見通し線との交点

キ EからG見通し線とBから北宇和郡津島町藁崎見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市戸島

1 免許番号 宇共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃

〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおしだかがんがら 漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって  
囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市日振島横島高鼻  
 B 宇和島市日振島尾島島頂  
 C 宇和島市日振島明海才蔵鼻  
 D 宇和島市日振島鷗島島頂  
 E 宇和島市日振島能登黒鼻  
 F 宇和島市日振島喜路最南端

点 ア Aから宇和島市戸島長崎鼻見通し線とBから同市蔭淵猿島南端見通し線との  
交点

- イ Bから宇和島市蔭淵猿島南端見通し700メートルの点  
 ウ Cから0度800メートルの点  
 エ Dから316度800メートルの点  
 オ Eから224度700メートルの点  
 カ Fから180度700メートルの点  
 キ Aから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島（遠見の瀬）

(3) 漁場の区域 アを中心として半径1,000メートル以内の区域

基点 A 宇和島市日振島むろ箸

点 ア Aから220度1,200メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市日振島（勘兵衛の瀬）

(3) 漁場の区域 アを中心として半径1,000メートル以内の区域。

基点 A 宇和島市日振島能登黒鼻

B 宇和島市日振島沖ノ島西端

点 ア Aから274度の線とBから257度の線との交点

3 関係地区 北宇和郡吉田町及び津島町並びに宇和島市

4 制限または条件

西宇和郡、八幡浜市、東宇和郡及び南宇和郡からの入漁は拒んではならない。

1 免許番号 宇共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ぎんたかはま漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	おおしだかがんがら漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 宇和島市御五神島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市御五神島大濬中央の標識

B 宇和島市御五神島桑濬中央の標識

C 宇和島市御五神島寝床岩中央の標識

D 宇和島市御五神島西北端(家前大石)

点 ア Aから270度の線と宇和島市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子灯台見通し線との交点

イ Bから180度1,000メートルの点

ウ Cから北宇和郡津島町須下崎見通し1,200メートルの点

エ Cから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点

オ Dから宇和島市日振島横島高鼻見通し線と同市蔭淵黒島南端から大分県水ノ子島灯台見通し線との交点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宇和島市御五神島地先

(3) 漁場の区域



アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市御五神島寢床岩南端  
 B 宇和島市御五神島寢床岩北端  
 C 宇和島市御五神島西北端(家前大石)  
 D 宇和島市御五神島大簪北端  
 E 宇和島市御五神島大簪南端
- 点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点  
 イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点  
 ウ Cから0度1,000メートルの点  
 エ Dから0度1,000メートルの点  
 オ Eから150度1,000メートルの点

3 関係地区 宇和島市日振島

1 免許番号 宇共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわのり漁業	5月1日から10月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	5月1日から12月31日まで
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あわび漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	とりがい漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	ばていら漁業	"
"	おおこしたかかんがら漁業	"
"	まがきがい漁業	"
"	かめので漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

"	雑魚小型定置漁業	"
---	----------	---

(2) 漁場の位置 北宇和郡津島町北灘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びEFの6直線とAE間及びFD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 北宇和郡津島町と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界

B 北宇和郡津島町北灘福浦鼻

C 北宇和郡津島町北灘庄の島中央

D 北宇和郡津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界

E 北宇和郡津島町近家丸山東端

F 北宇和郡津島町玉ヶ月タンポ鼻

点 ア Aから宇和島市蔭淵島北端見通し600メートルの点

イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し600メートルの点

ウ Cから北宇和郡津島町裸島島頂見通し600メートルの点

エ Dから北宇和郡津島町前島島頂見通し600メートルの点

3 関係地区 北宇和郡津島町北灘

1 免許番号 宇共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	あおのり漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北宇和郡津島町岩松地先

(3) 漁場の区域

A B及びC Dの2直線とA D間及びB C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 北宇和郡津島町岩松港防波堤東側突端

B 北宇和郡津島町玉ヶ月タンポ鼻

C 北宇和郡津島町巽橋西詰北角

D 北宇和郡津島町岩松川右岸堤防標識1号

3 関係地区 北宇和郡津島町

1 免許番号 宇共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 北宇和郡津島町下灘地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 北宇和郡津島町北灘と同町田之浜との最大高潮時海岸線における境界  
 B 北宇和郡津島町仏崎  
 C 北宇和郡津島町須下崎  
 D 北宇和郡津島町藁崎  
 E 北宇和郡津島町と南宇和郡内海村との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し600メートルの点  
 イ Bから北宇和郡津島町前島島頂見通し600メートルの点  
 ウ Cから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し600メートルの点  
 エ Dから宇和島市御五神島寝床岩中央見通し600メートルの点  
 オ Eから大分県水の子灯台見通し600メートルの点

3 関係地区 北宇和郡津島町下灘

1 免許番号 宇共第35号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわのり漁業	"
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	"
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	まがきがい漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	"

(2) 漁場の位置 北宇和郡津島町竹ヶ島地先

(3) 漁場の区域

北宇和郡津島町竹ヶ島、高島、裸島及び前島の周辺最大高潮時海岸線から800メートルの区域

3 関係地区 北宇和郡津島町下灘

1 免許番号 宇共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北宇和郡津島町須下地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径800メートル以内の区域

基点 A 北宇和郡津島町須下藁崎

B 北宇和郡津島町由良岬

点 ア Aから251度30分の線とBから317度30分の線との交点

3 関係地区 北宇和郡津島町及び吉田町並びに宇和島市

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市及び南宇和郡からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 宇共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	くろめ漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡内海村地先

(3) 漁場の区域

Aから大分県水の子灯台見通し線とBから南宇和郡内海村角島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線、南宇和郡内海村大猿島、地釣礁、沖釣礁、小猿島、観音島、塩子島及び黒簪から600メートル以内の区域

基点 A 南宇和郡内海村と北宇和郡津島町との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡内海村と南宇和郡御荘町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 南宇和郡内海村

1 免許番号 宇共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡内海村角島地先

(3) 漁場の区域 南宇和郡内海村角島の周辺最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡内海村

1 免許番号 宇共第39号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡御荘町室手地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡御荘町と同郡内海村との最大高潮時海岸線における境界点

B 南宇和郡御荘町菊川佛埼突端

点 ア Aから南宇和郡内海村角島頂見通し600メートルの点

イ Bから南宇和郡内海村沖釣礁中央見通し450メートルの点

3 関係地区 南宇和郡内海村及び同郡御荘町御荘地区

1 免許番号 宇共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡鮪子瀬地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径500メートル以内の区域

基点 A 南宇和郡内海村由良岬

B 南宇和郡西海町横島西端標識

点 ア Aから231度の線とBから276度の線との交点

3 関係地区 南宇和郡内海村及び宇和島市日振島、同市戸島、及び北宇和郡津島町下灘地区

4 制限又は条件

西宇和郡、八幡浜市、東宇和郡、宇和島市（関係地区は除く。）北宇和郡（関係地区は除く。）及び南宇和郡（関係地区は除く。）からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 宇共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	まがきがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	べにしりだか漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡御荘町室手地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡御荘町と同郡内海村との最大高潮時海岸線における境界点

B 南宇和郡御荘町菊川佛崎突端

点 ア Aから南宇和郡内海村角島島頂見通し 600 メートルの点

イ Bから南宇和郡内海村沖釣礁中央見通し 450 メートルの点

3 関係地区 南宇和郡御荘町御荘地区

## 1 免許番号 宇共第42号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	まがきがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	べにしりだか漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建干網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡御荘町地先

(3) 漁場の区域 Aア、アイ、及びイBの3直線とA B間によって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡御荘町菊川佛崎突端



- B 南宇和郡御荘町と同郡西海町との最大高潮時海岸線における境界  
 点 ア Aから南宇和郡内海村網代沖釣礁中央見通し線と同村柏崎鼻から同郡西海町  
 小横島西端見通し線との交点  
 イ Bから290度の線と南宇和郡内海村柏崎鼻から同郡西海町小横島西端見通し  
 線との交点

3 関係地区 南宇和郡御荘町

1 免許番号 宇共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわのり漁業	"
"	まくり漁業	"
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	とげきりんさい漁業	"
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	"
"	まがきがい漁業	"
"	かめので漁業	"
"	べにしりだか漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
"	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
"	くろにな漁業	"
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚小型定置漁業	"

(2) 漁場の位置 南宇和郡西海町地先

(3) 漁場の区域

Aから290度線とBアの直線との間の最大高潮時海岸線（南宇和郡西海町黒箸、鹿島、コデ島及び小地島を含む）から500メートルの線及びアCの直線とAC間の最大高潮時海

岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡西海町と同郡御荘町との最大高潮時海岸線における境界

B 南宇和郡西海町武者泊笠ハズシ鼻

C 南宇和郡西海町と同郡城辺町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア BからC見通し500メートルの点

3 関係地区 南宇和郡西海町

1 免許番号 宇共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
"	いわのり漁業	"
"	まくり漁業	"
"	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
"	とげきりんさい漁業	"
"	かき漁業	1月1日から12月31日まで
"	あさり漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
"	いがい漁業	"
"	まがきがい漁業	"
"	かめので漁業	"
"	べにしりだか漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
"	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
"	くろにな漁業	"
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚小型定置漁業	"

(2) 漁場の位置 南宇和郡西海町横島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡西海町横島一ノ簀中央

- B 南宇和郡西海町横島西端
- C 南宇和郡西海町小横島東端
- 点 ア Aから南宇和郡内海村柏崎鼻見通し 500 メートルの点
- イ Aから 320 度 900 メートルの点
- ウ Bから 220 度 500 メートルの点
- エ Cから南宇和郡西海町コデ島島頂見通し 700 メートルの点

3 関係地区 南宇和郡西海町

1 免許番号 宇共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡西海町地先

(3) 漁場の区域 南宇和郡西海町沖ノ磯中央を中心として半径 400 メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡西海町

1 免許番号 宇共第46号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃
〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめのて漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡西海町地先

(3) 漁場の区域 南宇和郡西海町地ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域

3 関係地区 南宇和郡西海町

1 免許番号 宇共第47号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	とげきりんさい漁業	〃

〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いがい漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	べにしりだか漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
〃	しりだか漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろにな漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 南宇和郡西海町野地島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡西海町武者泊笠ハズシ鼻

B 南宇和郡西海町武者泊御立鼻

点 ア Aから南宇和郡城辺町黒崎鼻見通し1,200メートルの点

イ Aから南宇和郡城辺町黒崎鼻見通し700メートルの点

ウ Bから94度1,050メートルの点

エ Bから94度1,600メートルの点

3 関係地区 南宇和郡西海町

1 免許番号 宇共第48号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで

〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しりだか漁業	〃
〃	とぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡城辺町当木島地先

(3) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡城辺町久良天巖鼻

B 南宇和郡西海町武者泊笠ハズシ鼻

C 南宇和郡西海町武者泊御立鼻

点 ア Aから180度の線とBから南宇和郡城辺町黒崎鼻見通し線との交点

イ Bから南宇和郡城辺町黒崎鼻見通し1,200メートルの点

ウ Cから94度1,600メートルの点

エ Cから94度の線とAから180度の線との交点

3 関係地区 南宇和郡城辺町

1 免許番号 宇共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しりだか漁業	〃

〃	とこぶし漁業	〃
〃	まがきがい漁業	〃
〃	かめので漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 南宇和郡城辺町久良地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、及びエEの5直線とAE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡城辺町古月カゴヤ鼻の標識

B 南宇和郡城辺町久良日土鼻の標識

C 南宇和郡城辺町当木島西端

D 南宇和郡西海町樽見鼻

E 南宇和郡城辺町と同郡西海町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡城辺町天巖鼻東端見通し線とBから同町黒崎鼻見通し線との  
交点

イ Bから南宇和郡城辺町黒崎鼻見通し線とCから同町八郎箸見通し線との交点

ウ Cから南宇和郡城辺町八郎箸見通し線とDから同町黒崎鼻見通し線との交点

エ Dから南宇和郡城辺町黒崎鼻見通し線とEから同郡西海町武者泊笠ハズシ鼻  
見通し線の交点

3 関係地区 南宇和郡城辺町久良地区

1 免許番号 宇共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	とさかのり漁業	1月1日から8月31日まで
〃	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわのり漁業	〃
〃	まくり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃

＼	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
＼	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
＼	しりだか漁業	＼
＼	とこぶし漁業	＼
＼	まがきがい漁業	＼
＼	かめので漁業	＼
＼	たこ漁業	＼
＼	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
＼	うに漁業	1月1日から12月31日まで
＼	えむし漁業	＼
＼	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
＼	雑魚建網漁業	＼

(2) 漁場の位置 南宇和郡城辺町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 南宇和郡城辺町古月カゴヤ鼻

B 南宇和郡城辺町黒崎鼻

C 愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから南宇和郡城辺町天巖鼻東端見通し線とBから同町日土鼻見通し線との  
交点

イ Bから南宇和郡城辺町日土鼻見通し線と同町八郎簀から同町当木島西端見通し線との交点

ウ Bから180度1,000メートルの点

エ Cから高知県沖ノ島あしなのりおり見通し1,000メートルの点

3 関係地区 南宇和郡城辺町（久良地区を除く）